

堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月27日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大	林	健
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和7年8月1日～令和7年12月22日	
措置を講じた部局等	環境局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>廃棄物等の収集及び運搬について 市内で発生した廃棄物等について、市は、収集及び運搬を伴う各種契約を締結している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 収集及び運搬車両の積載量の確認</p> <p>道路交通法及び道路交通法施行令では、自動車検査証等に記録されている最大積載重量を超えて積載物を積載(以下「過積載」という。)して車両を運転してはならないとされている。</p> <p>また、市内で発生した廃棄物等の収集及び運搬を伴う下記(ア)から(ウ)に記載の各種契約において、契約書又は仕様書において過積載に注意して運搬することや法令を遵守することが定められている。</p> <p>しかし、受注者が車両で運搬した積載物の計量記録等(令和6年度及び令和7年度)を確認したところ、以下のとおり過積載となっているものがあり、い</p>		

<p>ずれの場合においても市は改善等の指示を行っていなかった。なお、市に保存されている計量記録等を確認した結果、少なくとも令和2年度以降、同様の過積載の状況があった。</p> <p>(ア) 物品売払収入（不用物品売払収入、物品売払収入）について リサイクルプラザ資源売払業務（茶色ガラスびん、無色ガラスびん、スチール缶）について、買取人が堺市リサイクルプラザから上記資源を搬出する際に、市職員が計量に立ち会っていたにもかかわらず、過積載となっているものがあった。</p>	<p>(1)原因 左記業務において、飛散防止等の廃棄物処理法遵守や適正な売払い収入の確保に重点を置いていました。また、過積載防止を含めた関係法令や仕様書の記載事項の遵守は事業者の責務であり、市に管理監督責任があるという意識が不十分でした。</p> <p>(2)対応 クリーンセンター管理課長から全職員に対し、最大積載量の把握と過積載の判断基準に関する研修を実施しました。その際、立会い時に過積載であることを知りながら搬出させた場合も道路交通法に抵触する可能性があるため十分な注意喚起を行いました。併せて、受注者へ最大積載量の厳守を改めて指導しました。</p> <p>さらに、引取報告書の様式を最大積載量が把握できるよう変更し、引取報告書受領時には記載された積載量が車両の最大積載量を超えていないか徹底して確認することとしました。</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
---	--	------------------------------

<p>(イ) 役務費（手数料）について</p> <p>① 混ガラスびん選別再資源化業務(A)について、受注者が堺市リサイクルプラザから混ガラスびんを搬出する際に、市職員が計量に立ち会っていたにもかかわらず、多くの場合で過積載となっていた。</p>	<p>(3)再発防止策</p> <p>御指摘を受け、過積載防止のための研修を全職員に定期的実施します。併せて、受注者には車両の最大積載量を事前に報告させ、引取時に計量に立ち会う職員が使用された車両との照合を行う運用を導入しました。加えて、人的ミスによる過積載を防止するため、令和8年3月24日にトラックスケールに過積載検知機能を追加しました。</p> <p>(1)原因</p> <p>左記業務において、飛散防止等の廃棄物処理法遵守に重点を置いていました。また、過積載防止を含めた関係法令や仕様書の記載事項の遵守は事業者の責務であり、市に管理監督責任があるという意識が不十分でした。</p> <p>(2)対応</p> <p>クリーンセンター管理課長から全職員に対し、最大積載量の把握と過積載の判断基準に関する研修を実施しました。その際、立会い時に過積載であることを知りながら搬出させた場合も道路交通法に抵触する可能性があるため十分な注意喚起を行いました。併せて、受注者へ最大積載量の厳守を改めて指導しました。</p> <p>さらに、引取報告書の様式</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
---	---	------------------------------

<p>② 混ガラスびん選別再資源化業務(B)について、受注者が市の委託事業者の所有施設から混ガラスびんを搬出する際に、多くの場合で過積載となっていた。</p>	<p>を最大積載量が把握できるよう変更し、引取報告書受領時には記載された積載量が車両の最大積載量を超えていないか徹底して確認することとしました。</p> <p>(3)再発防止策</p> <p>御指摘を受け、過積載防止のための研修を全職員に定期的実施します。併せて、受注者には車両の最大積載量を事前に報告させ、引取時に計量に立ち会う職員が使用された車両との照合を行う運用を導入しました。加えて、人的ミスによる過積載を防止するため、令和8年3月24日にトラックスケールに過積載検知機能を追加しました。</p> <p>(1)原因</p> <p>市の委託事業者の所有施設にはトラックスケールが設置されておらず、積載量はショベルローダーの積込回数で管理していました。しかし、積込回数の誤認やショベルローダー1回当たりの積載量の誤差により、過積載が発生しておりました。</p> <p>また、左記業務において、飛散防止等の廃棄物処理法遵守に重点を置いており、過積載防止を含めた関係法令や仕様書の記載事項の遵守は事業者の責務で、市に管理監督責任があるという意識が不十分で</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
---	---	------------------------------

した。その結果、クリーンセンター管理課内で再資源化報告書及び残渣の計量証明書を確認する際、車両の最大積載量との照合を行っておらず、過積載の事実を把握できませんでした。

(2) 対応

クリーンセンター管理課長から全職員に対し、最大積載量の把握と過積載の判断基準に関する研修を実施しました。その際、過積載であることを知りながら搬出させた場合も道路交通法に抵触する可能性があるため十分注意するよう注意喚起を行いました。併せて、受注者へ最大積載量の厳守を改めて指導し、また搬出時には、市の委託事業者の所有施設に隣接する事業者のトラックスケールを借用する体制を整備しました。

さらに、引取報告書の様式を最大積載量が把握できるよう変更し、引取報告書受領時には記載された積載量が車両の最大積載量を超えていないか徹底して確認することとしました。

(3) 再発防止策

受注者による積込回数の管理に加え、市の委託事業者の所有施設に隣接する事業者のトラックスケールを借用し、空車及び満車の計量を実施し

<p>③ 資源（缶・びん）運搬処分業務について、受注者が市の施設から缶・びん等を搬出する際に、過積載となっているものがあった。</p>	<p>ます。これにより積載量を正確に把握し、過積載防止を徹底しました。</p> <p>また、過積載防止のための研修を全職員に定期的実施し、加えて、報告書確認時には、積載量と車両の最大積載量の照合作業を必須としました。</p> <p>さらに、受注者に対しては、積込回数の管理精度向上と最大積載量の遵守について、継続して指導を行います。</p> <p>(1)原因 履行場所の市施設にトラックスケールが設置されておらず、事業者の引取伝票に記載された積載量と使用された車両の最大積載量との照合が不十分でした。</p> <p>また、左記業務において、飛散防止等の廃棄物処理法遵守に重点を置いており、過積載防止を含めた関係法令や仕様書の記載事項の遵守は事業者の責務で、市に管理監督責任があるという意識が不十分でした。</p> <p>(2)対応 クリーンセンター管理課長から全職員に対し、最大積載量の把握と過積載の判断基準に関する研修を実施しました。その際、立会い時に過積載であることを知りながら搬出させた場合も道路交通法に抵</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
---	--	------------------------------

<p>(ウ) 委託料について</p> <p>東工場焼却灰運搬業務について、受注者が東工場から焼却灰等を搬出する際に、ほぼ毎回、過積載となっていた。</p>	<p>触する可能性があるため十分な注意喚起を行いました。併せて、受注者へ最大積載量の厳守を改めて指導しました。</p> <p>さらに、引取報告書の様式を最大積載量が把握できるよう変更し、引取報告書受領時には記載された積載量が車両の最大積載量を超えていないか徹底して確認することとしました。</p> <p>(3)再発防止策</p> <p>御指摘を受け、過積載防止のための研修を全職員に定期的実施します。併せて、受注者には車両の最大積載量を事前に報告させ、引取伝票受領時に積載量と車両の最大積載量との照合を行う運用を導入しました。加えて、積載量をより正確に把握するため、受注者が所有しているバケット付きフォークリフトに重量計を新たに設置しました。</p> <p>(1)原因</p> <p>左記業務において、飛散防止等の廃棄物処理法遵守に重点を置いていました。また、過積載防止を含めた関係法令や仕様書の記載事項の遵守は事業者の責務であり、市に管理監督責任があるという意識が不十分でした。そのため、提出された受入伝票は、運搬日の作業報告として確認するのみ</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター東工場</p>
---	---	------------------------------

で、最大積載量との照合を行っていませんでした。

(2)対応

クリーンセンター東工場長から全職員に対し、最大積載量の把握と過積載の判断基準に関する研修を実施しました。その際、立会い時に過積載であることを知りながら搬出させた場合も道路交通法に抵触する可能性があるため十分な注意喚起を行いました。併せて、受注者へ最大積載量の厳守を改めて指導しました。

さらに、積込み時には、積込みを行うクレーンの荷重計を活用し、車両の最大積載量を超えないかを、また受入伝票受領時には、記載された積載量が車両の最大積載量を超えていないかを必ず確認することとしました。

(3)再発防止策

御指摘を受け、過積載防止のための研修を全職員に定期的実施します。併せて、受注者には車両の最大積載量を事前に報告させ、積載重量の管理を厳格に行う運用を導入しました。

さらに、受入伝票の記載積載量を毎回記録することで、最大積載量を超えないように管理します。加えて、人的ミスによる過積載を防止するため、令和8年3月24日にトラ

<p>[契約の適正な履行の確保等について（意見）]</p> <p>前記アで指摘したとおり、環境局が発注する契約において、計量記録等を確認したところ過積載となっている事例が多く確認された。</p> <p>市は契約の発注者として、契約が適正に履行されているかを確認することが求められ、職員の立会い又は計量記録等により過積載の状況を把握することができたにもかかわらず、前述のとおり複数の契約において改善等の指示が行われていなかったことは、各職員の法令遵守に関する意識や組織としてのチェック体制が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>以上のことから、環境局は当該契約に係る業務の全般を見直し、本件が生じた原因を十分に検証した上で、今後、同様の状況を生じさせないよう必要な対策を検討し、実施されたい。</p>	<p>トラックスケールに過積載検知機能を追加しました。</p> <p>(1)法令遵守意識の向上 過積載防止に関する研修を定期的実施し、職員及び組織全体の法令遵守の意識を強化します。</p> <p>(2)チェック体制の強化 契約時に使用車両を特定するための書類の提出を求め、搬出時には当該書類との照合を行います。また、トラックスケール等を用いて積載量を確認し、その結果を目視及び記録により確実に把握します。 さらに、報告書受領時には契約時の車両情報及び記録した積載量との照合を行い、積載量が車両の最大積載量を超えていないか徹底して確認します。加えて、既設のトラックスケールに過積載検知機能を追加し、トラックスケールが設置されていない施設では、重機に重量計を新たに設置するなど、積載量を確実に把握するための手段を講じました。</p> <p>(3)事業者への指導徹底 各業務の契約締結時に、契約事業者に対して法令遵守に関する注意喚起を徹底し、その後は初回の打合せや、報告</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課 環境事業部 クリーンセンター東工場</p>
---	--	--

<p>8 (5)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い</p> <p>堺市美化推進協議会に係る公金外現金について、取扱いの規定では、支出手続等を行う収支整理者は、市から同協議会に支出する負担金の担当者と同じ者としないとされている。</p> <p>しかし、前回（令和4年度）の監査に引き続き、今回の監査においても、収支整理者と同じ者が市から同協議会への負担金の支出手続を行っていた。</p>	<p>書受領時、複数年契約では年度替わりの時期などに定期的な確認・指導を行うことで、適正な契約履行を確保します。</p> <p>過去の監査でも指摘があったにもかかわらず、担当者間の引継ぎや決裁ラインの職員の認識が不十分でした。</p> <p>同様の誤りを再々度起こさないよう、11月10日に環境業務課参事から係員全員にメールで指摘内容、取扱規定及び事務手順書の内容を改めて周知しました。また、収支整理簿に事務取扱のルールを常時確認できるよう貼りつけ、事務取扱チェックリストも備え付けました。</p> <p>さらに、12月26日に環境業務課参事から係員全員にメールで内部統制の観点（紛失、盗難、私的流用、不適切な管理の防止）から、取扱規定の遵守を周知徹底しました。</p> <p>今後は、年度当初において、協議会への負担金等の支出事務を担当する職員を、出納員及び収支整理者以外の者から選定を行い、引継ぎも確実に</p>	<p>環境事業部 環境業務課</p>
--	--	------------------------

	行うことで、再発防止に努めます。また、担当者に異動がない場合でも、管理職員を含め取扱規定や役割を確認しま	す。
--	--	----